

事業主 殿

(公社)建設荷役車両安全技術協会
愛媛県支部 事務局

ショベルローダー等定期自主検査者安全教育の実施について

ショベルローダー等(ショベルローダー及びフォークローダー「以下ショベルローダー等」という。)については、車両系荷役運搬機械に係わる規定に基づき、一年以内に1回、定期自主検査を実施するように安全衛生法に定められており、実施者は「ショベルローダー等定期自主検査者安全教育実施要領」に基づく安全教育を終了することになっております。

当支部では下記の通り安全教育を実施することと致しましたので、貴事業所における該当者を是非受講させていただき、ショベルローダー等の点検整備並びにショベルローダー等における災害防止に資するようご案内申し上げます。

記

1. 開催日時 令和4年1月22日(土)9:00～17:00
2. 開催場所 テクノプラザ愛媛 松山市久米窪田町337-1
TEL: 089-960-1100
3. 受講人員 15名
受講対象者
① 労働安全衛生法45条(労働安全衛生規則第151条の31)によるショベルローダー等のショベルローダー等の定期自主検査(年次検査)の業務に従事する者
② イ・ショベルローダー等の月次検査に従事する者
ロ・ショベルローダー等の定期自主検査を行う業者(検査・整備業)に属する者
4. 安全教育カリキュラム 7時間
1 ショベルローダー等の定期自主検査の意義 0.5時間
2 ショベルローダー等の検査に必要な一般的事項に関する知識 2.0時間
3 ショベルローダー等の検査の方法に関する知識 4.0時間
4 関係法令及び災害事例 0.5時間
5. 受講料 会員:12,980円 一般:15,070円 (税込)
(テキスト代を含みます)テキストは当日お渡しします。
6. 申込方法 別添申込書(様式61-B号)に記入の上、郵送又はFAXにて申込下さい。
後日、関係資料を送付致します。(FAX: 089-941-7361)
7. 申込先 (公社)建設荷役車両安全技術協会愛媛県支部
TEL:089-941-6740 FAX:089-941-7361
〒790-0003 松山市三番町7丁目8-1 山本ビル2階
8. 申込期限 令和4年1月11(火)

注: 当教育のショベルローダーとは車体前方に備えたショベルをリフトアームにより上下させてバラ物荷役を行う2輪駆動の車両です。
車両系建設機械ではありません。